



福島賃審発第 26 号
令和 5 年 10 月 10 日

福島労働局長
井口真嘉 殿

福島地方最低賃金審議会
会長 熊沢 透

福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 5 年 8 月 1 日付けをもって諮問のあった福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 21 条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。



福島賃審発第 27 号
令和 5 年 10 月 10 日

福島労働局長
井口真嘉 殿

福島地方最低賃金審議会
会長 熊沢 透

福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 5 年 8 月 1 日付けをもって諮問のあった福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業に係る最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 21 条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



福島労発基1010第1号
令和5年10月10日

福島地方最低賃金審議会
会長 熊沢 透 殿

福島労働局長
井口 真 彦

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、
下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学
機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金
（平成20年福島労働局最低賃金公示第3号）